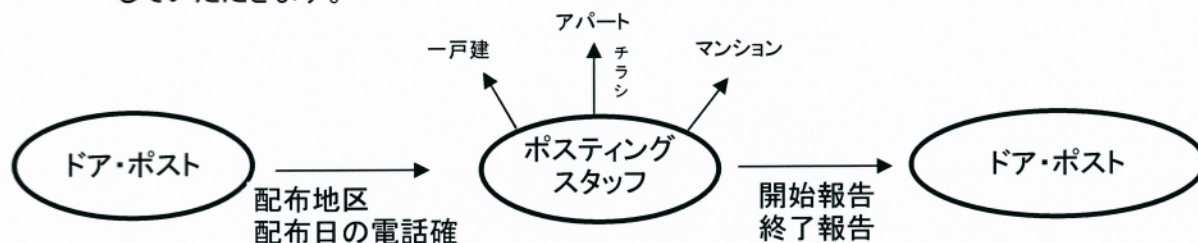


ポスティング マニュアル

仕事内容

(株)ドア・ポストが業務委託したチラシ・サンプル・情報誌を担当地域にポスティングしていただきます。



- (1) ドア・ポストより、ポスティング依頼の連絡が入ります。
担当エリア、配布日、配布枚数を確認して下さい。
- (2) 配布物をお届けします。
再度、依頼書と配布物、地図(地区)を確認して下さい。
- (3) 下記の指示があった場合は、必ず守ってください。
※一戸建のみ配布、アパート・マンションのみ配布、分譲(賃貸)マンション配布、
配布禁止、配布希望等
- (4) 紙折り等の作業を行います。
2枚以上配布がある時、折り込まずに
重ねて配布して下さい(中のチラシが見えないので)
※『ぱど』の場合は例外です(指示確認)
- (5) 配布開始の連絡を入れて下さい。 ※連絡の仕方参照
(留守電でも録音に入れて下さい)
- (6) 配布 ※配布における注意事項参照
※配布方法参照

連絡の仕方

配布する日は、必ず開始・終了の2回の報告をお願いします。

TEL・FAX報告	(練馬)	⇒	050- 3588 -7048
	(板橋)	⇒	050- 3588 -7048

eメール報告	(練馬)	⇒	dp-tokyo_n@ doorpost2 .armag.com
	(板橋)	⇒	dp-tokyo_i@ doorpost2 .armag.com

< 例 > 開 始

〇〇市の〇〇です。今から△△のチラシを □□へ配布します。
(名前) (配布地域)

終 了(1日の終了時)

〇〇市の〇〇です。△△を□□へ☆☆枚 配布しました。

配布における注意事項

- (1) 配布時間 AM7:00~PM16:00又は、日の出より日没まで
※配布の確実性を高め、事故・怪我を防ぐため
(地図のチェック)
但し、諸事情が発生した場合は、会社に連絡して下さい。
- (2) 配布場所 配布枚数・指示等再度確認して下さい。
- (3) 配布の担当エリア(町名又は地図)は、クライアント様からの依頼地区です。デリバリー関係のピザ・すし屋さんは、各店舗のエリアが確定していますので、違うエリアに配布してしまうとすぐ配達圏外、もしくは2重配布になる事がありますので、絶対に担当エリア外には配布しないでください。
- (4) 配布枚数は、世帯数の60%~95%で設定してあります。
配布拒否のマンション・新築マンション等がありましたら、報告時にお知らせ下さい。
- (5) 不動産、リフォームなどのチラシは、一戸建の指定・マンション指定があります。
これが効率よくお客様を見つけるためのものですので、指示を守ってください。

配布方法

- アパート・マンションは、下記の要領で配布して下さい。

2階建までのアパート	—————▶	基本的にはドアポスト
3階以上のアパートマンション	—————▶	基本的にはドアポスト(団地は集合で可)
オートロックマンション	—————▶	集合ポスト
※情報誌など	—————▶	集合ポスト

管理人が、いらしゃるマンション等では、挨拶し許可を得てください。

- チラシが、たくさん詰まっているポスト・住んでいないとわかるポストには、投函しないで下さい。
- 犬が、ポストの側にいる家、ポストのない家には、配布しなくても良い。
- 企業、事務所等にも配布して下さい。
但し、配布している同業社には、入れないで下さい。
- (例) ピザ・不動産・便利屋・3枚配布の場合、ピザの店には他の2枚を入れる。
- 風で飛ばされたり、雨に濡れないように注意して配布して下さい。
- 一軒のポストには、必ず一セットを厳守して下さい。
- 配布は、ポスティングスタッフ本人(登録者)が、行って下さい。
- 余ったチラシは、配送者に返却して下さい。

ペナルティー及びクレームの実例

※一人一人のスタッフの方が自分の仕事に責任を持って行動し、社会人として自覚を持って
いればクレーム等は、発生しないものと思います。

故意による、不正配布、チラシ破棄、などがあった場合ペナルティーとして
補償金を支払っていただきます！（不正行為は、必ず発見出来るようになっています！）

- 1) 故意にチラシを破棄し、クライアント様が発見した。
- 2) チラシを焼却して、通報された。
- 3) 一軒のポストに10枚ずつのチラシを投函した。
- 4) 一枚の配布もしていないのに終了の報告をした。等々

上記以外にもこの様なクレームが、考えられます。

- ・ エリア外に配布 → デリバリーの地域外 ← クライアント様からクレーム
- ・ エリア外に配布 → 他のスタッフさんからのクレーム
- ・ 指定日以降の配布 → サービスの期間外 ← クライアント様からクレーム
- ・ 配布もれの地区がある → クライアント様のバイトの家 ← クライアント様からクレーム
- ・ ドアポストと集合ポストの両方に配されている ← チラシの無駄
- ・ チラシが風で飛ばされた → 住民から苦情 ← クライアント様からクレーム

【その他のクレーム】

- ・ 雨がポストからはみ出したチラシを伝わり、中の郵便物が濡れてしまった。
- ・ 厳しく「投函禁止」の張り紙があるマンション等に、許可なく配布をした。

◎クレームの大部分が、配布員自身で、配布をしなかった場合に発生しがちです。

**配布のエリア・条件のわからない第三者への再委託
は禁止してください。**

**※1人の不正行為が、配布員さんみなさんの仕事を奪うことになります！
そのような事の無いよう、仕事をしてください。※**